

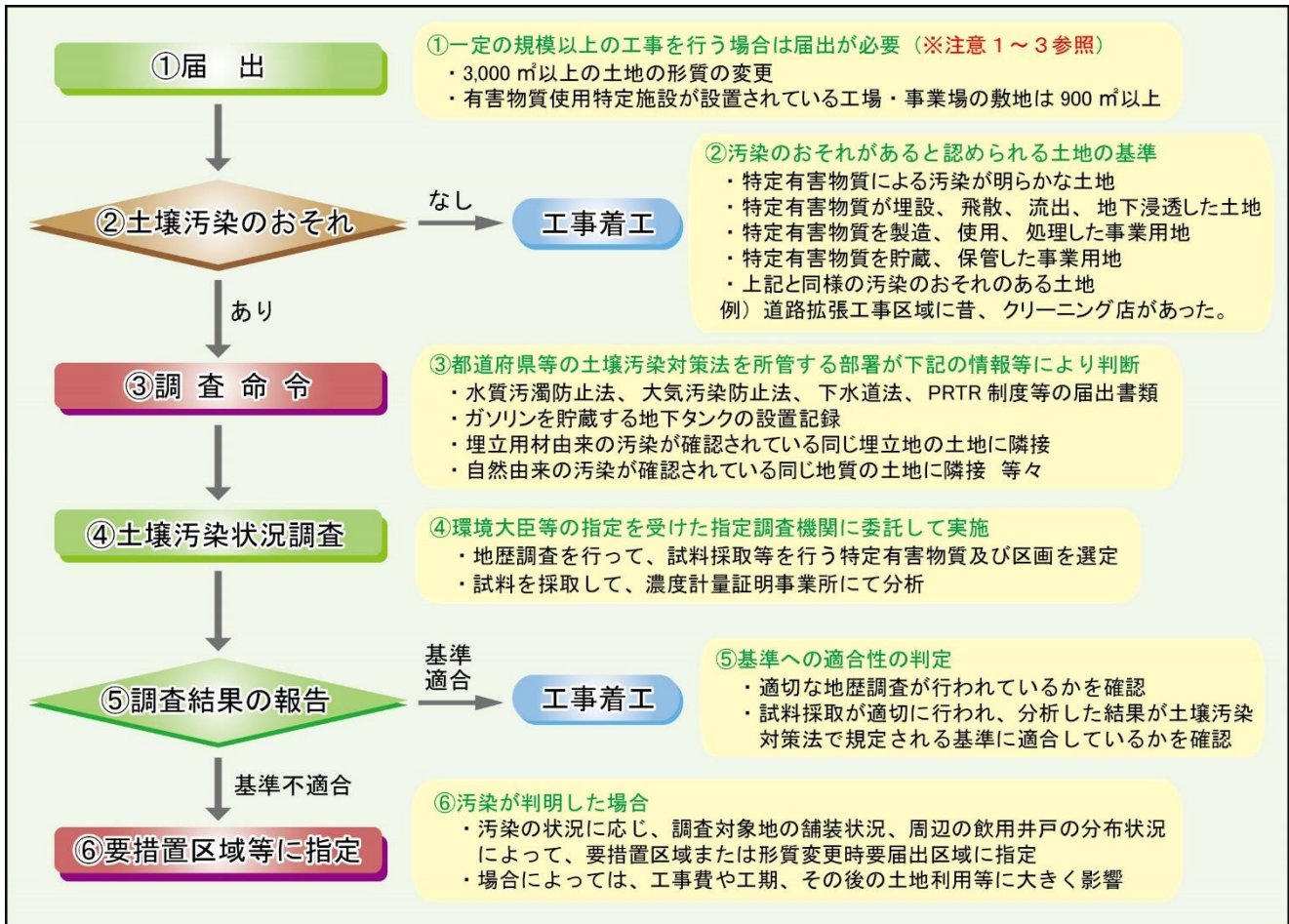
工事に係る土壌汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

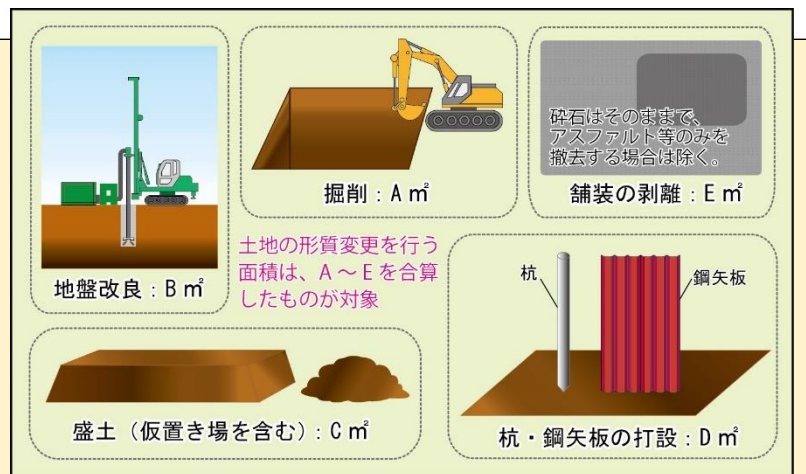
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

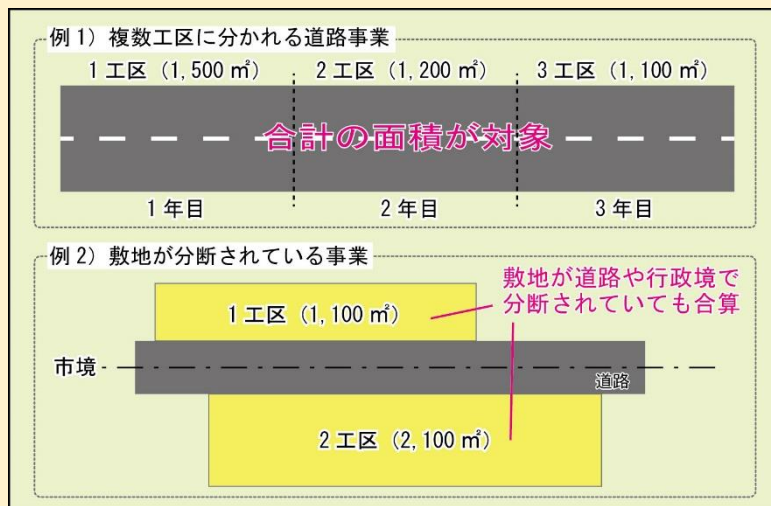
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

＜一体と見なすことができる工事の定義＞
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



＜開発行為に係る届出等が規定されている法令の例＞

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署（<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>）にお問い合わせ下さい。